

〈参考資料〉小網代近郊緑地保全区域の指定の考え方

三浦半島は、市街地に近接するいくつかのまとまった緑地や海岸から成るゾーンで、首都圏にあって生物多様性に富んだ緑地でもあり、多数の歴史的資源が存在し、人と自然のふれあいの場や良好な景観を提供している。

当該地域は、三浦半島の南部における大規模な樹林帯で、拠点緑地のひとつであるとともに、関東地方としては唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態でまとまった完結した集水域でもあり、希少種を含む貴重な生態系を形成している。

このように、当該地域は首都圏の広域的な緑地体系において極めて重要性が高く、まとまった規模の緑地であるため、今回、当該地域を近郊緑地保全区域に指定し、首都圏レベルでの広域的観点から当該緑地の適切な保全を図るものである。

1. 保全区域の指定基準について

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年6月30日法律第101号。以下「法」という。)第1条及び第2条第2項、第3条第1項の趣旨を踏まえ、保全区域の指定基準を整理すると以下のとおりとなる。

保全区域は次の①及び②の要件を満たすものとする。

- ①近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、もしくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの
- ②無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、その保全によって首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域

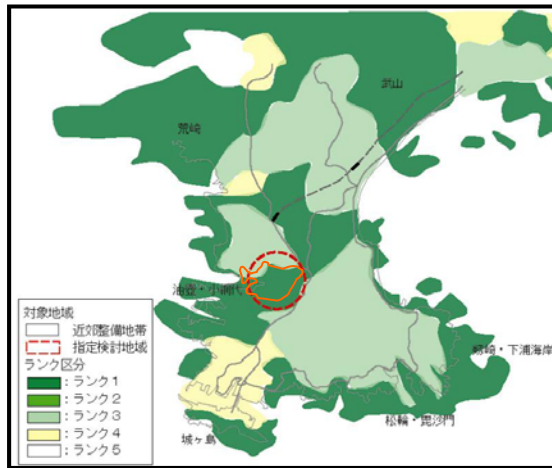
当該地域における保全区域の指定にあたっては、法の趣旨を踏まえた上記指定基準を遵守し、これに基づいて行うものである。

2. 小網代地域における緑地の評価

当該地域を保全区域に指定するにあたり、上記指定基準と照らし合わせて「A. 良好な自然環境の形成」の状態、「B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与」度、「C. 公害若しくは災害の防止」機能、「D. 市街化のおそれ」の度合い、の4つの観点から当該地域の緑地を評価するものとする。

A. 良好な自然環境の形成の状態

当該地域は、水系を軸に、森・湿地・干潟・海の自然がつながる集水域の生態系が自然状態のまま維持されている首都圏で唯一の緑地であり、希少種を含む約1300種の多種多様な動植物種が生息生育する等、良好な自然環境を形成している。



ランク	生物出現率
1	50%以上
2	40~50%
3	25~40%
4	10~25%
5	10%未満

資料: 生物多様性保全の場提供機能評価図(平成14年、国土交通省)

B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与度

四季を通して鳥類・昆虫類・甲虫類等の動物や森・湿地・干潟の植物等の数多くの生き物が観察できるなど、自然ふれあい拠点としての基盤を備えている。

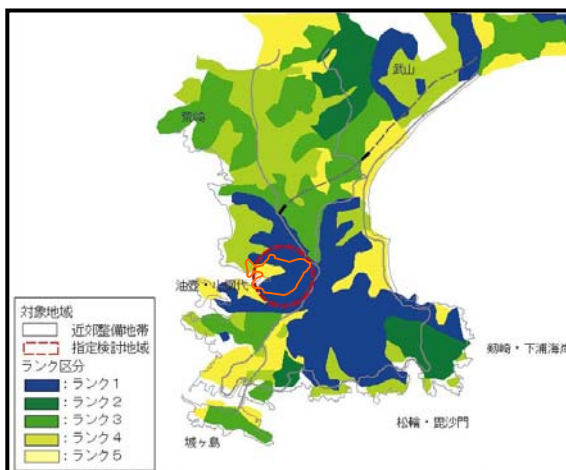
また、変化に富んだリアス式の海岸景観と、伊豆・富士等の雄大な風景が眺められる眺望地点を持つなど、良好な景観を提供している。

以上により、当該地域は首都圏住民が身近に自然とふれあえるとともに日常的に享受できる良好な景観を有していることから、首都圏住民の健全な心身の保持及び増進に大きく寄与していると言える。

C. 公害若しくは災害の防止機能

住宅地が丘陵部に隣接している中で、山林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い当該緑地は、水源かん養、土砂災害や洪水の防止等防災面で大きく寄与している。

また、当該地域は周囲を市街地に囲まれた状態で、良好な自然環境がまとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、温暖化防止機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与している。



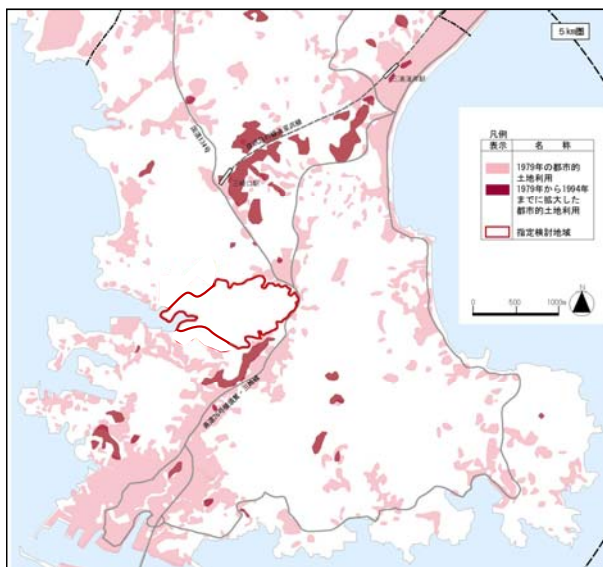
ランク	浸透能	貯水能
1	100mm/h 以上	1500t/ha 以上
2	80~100mm/h	1200~1500t/ha
3	40~80mm/h	800~1200t/ha
4	10~40mm/h	100~800t/ha
5	10mm/h 未満	100t/ha 未満

資料: 都市環境負荷調節機能評価図(平成14年、国土交通省)

D. 市街化のおそれの度合い

当該地域は三浦市の中心市街地の北約2kmに位置し、近年、市街地方面から当該地域に向けて県道横須賀・三崎線沿いに宅地化等の都市的土地利用への転換が進行してきている。また横須賀市方面からも同様に都市的土地利用の拡大が見られるなど、当該地域周辺部では無秩序な市街化の傾向が見られる。また、過去においては、当該地域内においてもリゾート開発・住宅地開発が計画された経緯もあるなど、市街化区域内の緑地として、当該地域は、地域内外において恒常的に開発圧力が強い地域であり、将来的な市街化のおそれが非常に大きいと言える。

<都市的土地利用の変化>



3. 小網代保全区域の区域設定の考え方

- ①区域設定にあたっては、首都圏再生会議のもとに設置された「自然環境の総点検等に関する協議会」が「保全すべき自然環境」(平成 14 年7月)のひとつとして抽出・位置づけた三浦半島ゾーンのうち、自然環境保全上重要な拠点となっている小網代周辺の緑地を対象に、以下の事項を踏まえ、保全すべき重要な空間を抽出し、それを保全区域として設定する。
 - ・首都圏で唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態で連続的にまとまり、1つの完結した集水域で生態系を形成している浦の川流域を中心にした、いわゆる「小網代の森」にあって、この貴重な自然環境上の特徴である集水域全域の保全を図る区域界とする。
 - ・市街化の進行状況も考慮に入れ、無秩序な市街化のおそれが大であり、緑地保全の必要性が高い地域を区域の対象として取り上げる。
- ②また、詳細な境界の設定については以下の事項を踏まえるとともに、保全区域における行為の規制、その他保全区域の維持、保全の適正が確保できるように、可能な限り、河川、道路、字界等、明確な地形地物により保全区域として明瞭に判断できる区域界を設定す

る。

- ・沿道沿いの既開発区域は、保全区域の目的、行為制限の趣旨等を踏まえ、これを除外する。

〈参考資料〉近郊緑地保全区域と行為の届出等

1. 行為の届出

保全区域(特別緑地保全地区を除く)において、次に掲げる行為をしようとする者は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令(第2条)で定めるもの等を除き、あらかじめ、知事に届出が必要となります。(法第7条)

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 前の①～④に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令(第1条の2)で定めるもの
 - ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2. 県知事の助言・勧告

届出をされた行為について、当該近郊緑地の保全のために必要がある場合は、知事が助言・勧告をすることがあります。